JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）

spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

アフリカ知的財産ニュースレター　Vol.31

はじめに

本号では、知的財産に関する 2 件の重要な裁判所判決（1 件はケニア、1 件は南アフリカ）に注目する。さらに、ナイジェリア、アフリカ知的財産機関（OAPI）、ソマリアにおける知的財産関連の様々な最新事情についても論じる。

ケニア

商標登録出願に対し、未登録商標に基づく異議申立は認められる

商標に関する重要な判決がケニアで言い渡された。*Fibrelink Limited v Star Television Productions Limited* の訴訟 — ケニア高等裁判所に上訴された商標に関する異議申立 — においては、商標登録出願に対してコモンロー又は未登録商標に基づく異議を申し立てることができるか否か、という問題が争点となった。裁判所はケニア商標法第 14 条に基づき、そのような異議申立は認められるとの判断を示した。第 14 条の規定は以下のようなものである。

「その使用により欺罔又は混同が生じる虞がある等の理由により裁判所において保護適格とされない場合、法又は公序良俗に反する場合、あるいは、中傷的な意図を有する場合は、商標又は商標の一部として登録することができない。」

この判決については特に注目すべき点はなく、実際、極めて論理的な判断と思われる。しかし、この判決が重要なのは、上記の第 14 条と同様の規定を設けている別の国、ザンビアが同様の問題について異なる見解を示したためである。現在でもザンビアの法は、商標登録出願に対する異議申立は必ず登録商標に基づいていなければならないと定めている。

そのような理由で、今回のケニアの判決は歓迎すべきものである。しかし、この判決はいくつかの論点について少々明瞭さに欠けるものとなっている。例えば、先行商標の使用実績が僅かでもあれば、出願商標と同一の（又は酷似した）未登録商標が存在するという事実だけで異議申立の根拠として十分であると今回の判決は示唆しているのだという解釈も可能である。一般的な法解釈によれば、未登録商標に基づく異議申立が成功するのは、混同可能性が生じるに十分な使用実績（密接に関連する商品や役務に関する使用である可能性が高い）が存在する場合のみである。今回の判決から抜粋した以下の文章も、おそらく誤解の余地をはらんでいるといえよう。

「本官の理解によれば、ある商標がすでに使用されている別の商標とまったく同一であるか極めて類似している場合、欺罔又は混同が発生する可能性が現実にあるだろう。」

ナイジェリア

模倣取締に関する研修

模倣はナイジェリアにおける深刻な問題となっているが、ナイジェリア当局が自国の模倣取締能力の向上に熱心に取り組んでいるのは心強いことである。

このような取組の一端として、模倣取締を専門とする南アフリカの弁理士（Spoor & Fisher の模倣対策チームに所属するパートナーの Paul Ramara）が、先ごろ招請を受けてナイジェリアで真贋判定研修を実施した。この研修はナイジェリアの 2 つの都市（ラゴスとポートハーコート）で行われ、100 人を超え

る税関職員が参加した。研修の目的は、税関職員が模倣品を識別できるよう支援することである。この研修の結果として、ナイジェリア当局が模倣問題に取り組むための備えが今後いっそう向上することが期待される。

OAPI

方針転換？

OAPI をめぐっては長年にわたって少なからぬ論争が展開されてきた。OAPI は、以下のアフリカ 17 ヵ国における知的財産保護取得する手段を提供している広域登録制度のことである：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。

上記の論争は、国際商標登録制度を設立する協定である「マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）」への OAPI の「加入」に関してである。OAPI は、2014 年 12 月 5 日付で同議定書を批准し、2015 年 3 月 5 日付で発効したとしている。これに関して、OAPI はその管理理事会の決議によって同議定書を批准するという方法を採っている。他方で、少なからぬ知財専門家は、OAPI は自らの設立文書である「バンギ協定」を改正すべきだったと考えている。

OAPI のマドリッド・プロトコル加入に関わる議論は 2014 年～2015 年にかけて活発になってきた。あまりにも事態が拡大したため、OAPI は次のような措置をとった。OAPI のマドリッド協定議定書加入は無効だと主張していた弁護士 2 名の登録を抹消したのである。これにより、当該弁護士は OAPI において依頼人の代理人を務めることは不可能になった。その当時 OAPI を率いていたのは Paulin Edou Edou 長官であった。

2017年7月、OAPIの長官はDenis Loukou Bohoussou氏に交替した。最近の報道によれば、OAPIの上級審判委員会（High Commission of Appeal）は、2名の弁護士の登録を抹消するという決定を無効とした（この無効決定に対する新たな上訴は不可能である）。

ソマリア

警告

ソマリアには正規の知的財産法は存在しない。ただし、現地で発行されている新聞各紙に英語とソマリア語の両方で警告を掲載することは可能になっている。また、ソマリランド（ソマリアの北部に位置し、1991 年にソマリアからの独立を宣言した）でも警告を公開することは可能である。

南アフリカ

混同惹起的な類似性に関する判決

南アフリカの最高裁判所（SCA）は、最近、商標に関する重要な判決（*Dinnermates (Tvl) CC v Piquante Brands International & another (401/17) 2018 ZASCA (28 March 2018)*）を言い渡した。この訴訟は商標に関する異議申立の事案で、商標「Peppamates」が混同を惹起する程度に別の商標「Peppadew」に類似しているか否かという問題が争点となっていた。後者の商標は、前者の商標と同じ第 29 類、30 類および 31 類の商品分類について登録されていた（さらに、それぞれの商標には胡椒の茎の図案が用いられていた）。一審と二審の裁判所は異議申立を認めており、そのうち一方の裁判所は図案が類似しているという事実が非常に重要だとの認識を示していた。しかし、SCA の判断は下級審とは異なっていた。

SCA の推論は以下のように要約することができる：商標のうち「Peppa」という部分は「pepper（胡椒）」に由来するもので、胡椒のイメージを想起させる；図案（両方の双方の図案に類似性はない）は、単に「peppa」という語の記述性を強調するものである；これら 2 つの商標を区別する特徴は「dew」および

「mates」という接尾辞であり、これらは識別性を有する。今回の判決を言い渡したMathopo判事は以下のように述べている:「Peppaという語に関して独占権が与えられるとすれば、その独占権が接頭辞としてのPepperという語の使用、例えば『ペパロニ(pepperoni)』などにも適用されない理由を考え出すのは困難である....人はそのような形で英語の普通の単語を独占することはできない」。同判事は、混同可能性を扱ったSCAの過去の判例数件に言及している。これらは様々な原則について典拠とされる判例である。

- 混同可能性は事実問題であり、過去の判決が判断の助けになることはほとんどない。*Orange Brand Services Limited v Account Works Software (Pty) Ltd 2013 ZASCA 158.*
- 出所に関して合理的な混同可能性が存在するか否かの判断は、一種の価値判断である。*Cowbell AG v ICS Holdings Ltd 2001 (3) SA 941 (SCA).*
- 価値判断は、第一印象に大いに関わる事項である。「*類似性や差異を認定する際には2つの商標を不当に細かく詮索することがあってはならない*」。*Yuppiechef Holdings (Pty) Ltd v Yuppie Gadget Holdings (Pty) Ltd 2016 ZASCA 118.*
- 混同可能性は全体として評価されなければならない;関連の要素すべてを考慮に入れる必要がある;妥当な情報を提供されており、用心深く観察眼も鋭いが記憶は完全ではない、という平均的な消費者の視点から混同可能性を判断しなければならない;平均的な消費者は商標を全体として認識するのであって、個々の要素をいちいち検討することはしない;視聴覚的な類似性や概念的類似性は、商標全体の印象に照らして評価されなければならない。*Century City Apartment Property Services CC & Another v Century City Property Owners' Association 2010 (3) SA (1)* in which the court approved the UK judgment of *Compass Publishing BV v Compass Logistics Ltd (2004) EWHC 520 (Ch).*
- 商標の支配的な特徴や印象的な特徴を考慮する必要がある。*Plascon Evans Paints Ltd v Van Riebeeck Paints (Pty) Ltd 1983 (3) SA 623 (A), Lucky Star Ltd v Lucky Brands (Pty) Ltd 2017 (2) 588 (SCA).*

この判決から得られる教訓は次のようなものである:スペルの変更や当て字で表記された記述的な語を商標として採用した場合、今回の判決のような結果を避けることはできない。

<u>結論</u>

知的財産に関する裁判所の判決は、アフリカでは比較的少ない。しかし、南アフリカは例外で、知的財産に関して相当数の判例が存在するだけでなく、数多くの知的財産事件が南アフリカの最高裁判所(SCA)に上告されている。SCAに上告された訴訟はすべて5人の判事によって審理され、その判決は、適正に考察され、十分に考え抜かれたものである。SCAの判決は他のアフリカ諸国に影響を及ぼす傾向があるため、これらの判決はアフリカ大陸における知財法の形成に役立っている。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター　Vol. 31

[著者]
Spoor & Fisher

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

2018 年 5 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。